農林水産大臣殿

関税割当てに関する誓約書

申請者名：

申請者住所：

代表者名：

令和５年度に以下の関税割当てを申請するに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 協定 | 割当品目 |
| 日EU協定 | 無糖れん乳、ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等）、バターその他の油脂及びデイリースプレッド、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、加糖れん乳、チーズ |
| CPTPP | シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ、バターその他の油脂及びデイリースプレッド、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、無糖れん乳、加糖れん乳、オーストラリア産プロセスチーズ、ニュージーランド産プロセスチーズ、ホエイ（オーストラリア産の無機質を濃縮したもの）、ニュージーランド産ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等） |
| 日米貿易協定 | プロセスチーズ、ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等） |

記

１　割当対象物品を他社等に販売する目的で申請する場合には

①　「割当対象物品の輸入を確認できる書類」、「販売予定先の購入意思を証明する書類」を関税割当申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。

②　「販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類」を、割当対象物品の契約完了後、速やかに提出する。

２　割当対象物品を他社等に販売せず、自ら店頭又は自社サイトで販売する又は割当対象物品を原料とする食品等を製造する目的で申請する場合には

①　「割当対象物品の輸入を確認できる書類」を関税割当申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。

②　未加工の割当対象物品を他社等に販売又は譲渡しない。

３　CPTPPに基づくシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ又はニュージーランド産乳幼児用調製粉乳用ホエイ等、日EU協定に基づく乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等、日米協定に基づく乳幼児用調製粉乳用ホエイ等を申請する場合には、割当対象物品は割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない。

４　次の①及び②のいずれにも該当しないことを表明し、誓約する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団の準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)若しくは暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

②　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

以上